

特別職報酬等の改定及び 23 区の状況

特別区人事委員会勧告及び特別職報酬等審議会答申等の推移

※1 教育長、常勤の代表監査委員、代表を除く常勤の監査委員について、平成27年度から審議対象に追加した。

年度	特別区人事委員会給与勧告の推移				特別職報酬等審議会の答申の推移		審議会答申を踏まえて区が改定した内容の推移									
	月例給			特別給	答申年月日	答申概要	改定後の月例給の額等（単位：万円）（ ）内は前回からの増減額								特別職・議員の期末手当	
	率	改定額	取り扱い				区長	副区長	教育長 ※ 1	代表監査 ※ 1	監査委員	議長	副議長	議員	支給月数の推移	
															期末手当	前年度との差
令和7年度	3.80%	14,860円	若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引上げ	年間の支給月数0.05月 引上げ												
令和6年度	2.89%	11,029円	初任給、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引上げ	年間の支給月数0.2月 引上げ	R6.11.22	○特別区人事委員会勧告における月例給は初任給及び若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引上げ、期末手当はプラス改定であることと、区の財政状況などを勘案し、区長等の給料月額は部長級職員と同水準の0.9%引き上げ、期末手当は0.2月引上げが妥当である。	112.30 (1.00)	89.99 (0.80)	77.13 (0.69)	69.37 (0.62)	67.47 (0.60)	86.37 (0.77)	78.16 (0.70)	60.11 (0.54)	4.23月 （議員3.98月）	0.20月
							○給与月額及び議員報酬月額0.9%増 ○期末手当0.2月増									
令和 5 年度	0.98%	3,722円	初任給及び若年層を重点的に全ての級及び号給で1,000円以上の引上げ	年間の支給月数0.1月 引上げ	R5.11.22	○特別区人事委員会勧告における月例給は初任給及び若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引上げ、期末手当はプラス改定であることと、区の財政状況などを勘案し、区長等の給料月額は部長級職員と同水準の0.3%引き上げ、期末手当は0.1月引上げが妥当である。	111.3 (0)	89.19 (0)	76.44 (0)	68.75 (0)	66.87 (0)	85.6 (0)	77.46 (0)	59.57 (0)	4.03月 （議員3.78月）	0月
							○給料月額及び議員報酬月額0.3%増 ○期末手当0.1月増 ↓ 本会議において反対多数により否決 = 改定なし 主な理由：中小・零細企業の給与が上がらない中で、一定の報酬を得ている議員の報酬を上げるべきではない。一部議員からは特別職も同様との考えが示された。									
令和 4 年度	0.24%	896円	初任給及び若年層の給料月額を引上げ	年間の支給月数0.1月 引上げ	R4.11.18	○特別区人事委員会勧告における月例給は初任給及び若年層のみの引上げ、期末手当はプラス改定と区の財政状況などを勘案し、区長等の期末手当は0.1月引上げ、給料月額については据え置くことが妥当である。	(月例給の変更なし)								4.03月 （議員3.78月）	0.10月
							○給料月額及び議員報酬月額 据置き ○期末手当0.1月増									

年度	特別区人事委員会給与勧告の推移				特別職報酬等審議会の答申の推移		審議会答申を踏まえて区が改定した内容の推移									
	月例給			特別給	答申年月日	答申概要	改定後の月例給の額等（単位：万円）（ ）内は前回からの増減額								特別職・議員の期末手当	
	率	改定額	取り扱い				区長	副区長	教育長 ※ 1	代表監査 ※ 1	監査委員	議長	副議長	議員	支給月数の推移	
															期末手当	前年度との差
令和 3 年度	△ 0.02%	△94円	据え置き	年間の支給月数0.15月 引下げ	R3.11.19	○特別区人事委員会勧告における月例給与は据置き、期末手当はマイナス改定と区の財政状況などを勘案し、区長等の期末手当は0.15月減額し、給料月額については据え置くことが妥当である。	(月例給の変更なし)								3.93月 (議員3.68月)	△0.15月
○給料月額及び議員報酬月額 据置き ○期末手当0.15月減																
令和 2 年度	△ 0.04%	△157円	据え置き	年間の支給月数0.05月 引下げ	R3.1.5	○特別区人事委員会勧告における月例給与は据置き、期末手当はマイナス改定と区の財政状況などを勘案し、区長等の期末手当は0.05月減額し、給料月額については据え置くことが妥当である。	(月例給の変更なし)								4.08月 (議員3.83月)	△0.05月
○給料月額及び議員報酬月額 据置き ○期末手当0.05月減																
令和元年度	△ 0.58%	△2,235円	給料表を0.6% 引下げ	年間の支給月数0.15月 引上げ	R元.11.25	○特別区人事委員会勧告における月例給与のマイナス改定と景気の動向等を考慮し、区長等の給料月額及び議員の報酬月額を0.6%減、期末手当を0.15月の増とすることが妥当である。	111.3 (△0.67)	89.19 (△0.54)	76.44 (△0.46)	68.75 (△0.42)	66.87 (△0.40)	85.6 (△0.52)	77.46 (△0.47)	59.57 (△0.36)	4.13月 (議員3.88月)	0.15月
○給料月額及び議員報酬月額0.6%減 ○期末手当0.15月増（12月 1 日から適用）																
平成30年度	△ 2.46%	△9,671円	給料表を2.6% 引下げ	年間の支給月数0.1月 引上げ	H31.2.20	○特別区人事委員会勧告において月例給与のマイナス改定が行われたが、特別区長会が勧告の実施を見送るという異例の判断を行った事実、理由等を踏まえ、総合的に判断した結果、区長等の給料及び期末手当等は据え置くことが妥当である。	(月例給の変更なし)								3.98月 (議員3.73月)	増減なし
○給料及び期末手当は据え置き																
平成29年度	0.13%	526円	給料表を0.1% 引上げ	年間の支給月数0.1月 引上げ	H29.11.13	○特別区人事委員会勧告における月例給与のプラス改定と景気の動向等を考慮し、区長等の給料月額及び議員の報酬月額を0.1%、期末手当を0.1月の増とすることが妥当である。	111.97 (0.11)	89.73 (0.09)	76.9 (0.08)	69.17 (0.07)	67.27 (0.07)	86.12 (0.09)	77.93 (0.08)	59.93 (0.06)	3.98月 (議員3.73月)	0.10月
○給料月額及び議員報酬月額0.1%増 ○期末手当0.1月増（12月 1 日から適用）																
平成28年度	0.15%	584円	給料表を0.2% 引上げ	年間の支給月数0.1月 引上げ	H28.11.8	○特別区人事委員会勧告における月例給与のプラス改定と景気の動向等を考慮し、区長等の給料月額及び議員の報酬月額を0.2%、期末手当を0.1月の増とすることが妥当である。	111.86 (0.22)	89.64 (0.18)	76.82 (0.15)	69.1 (0.14)	67.2 (0.13)	86.03 (0.17)	77.85 (0.15)	59.87 (0.12)	3.88月 (議員3.63月)	0.10月
○給料月額及び議員報酬月額0.2%増 ○期末手当0.1月増（12月 1 日から適用）																
平成27年度	0.35%	1,413円	給料表を0.3% 引上げ	年間の支給月数0.1月 引上げ	H27.11.4	○特別区人事委員会勧告における月例給与のプラス改定と景気の動向等を考慮し、区長等の給料月額及び議員の報酬月額を0.3%、期末手当を0.1月の増とすることが妥当である。	111.64 (0.33)	89.46 (0.27)	76.67 (0.23)	68.96 (0.20)	67.07 (0.20)	85.86 (0.26)	77.7 (0.23)	59.75 (0.18)	3.78月 (議員3.53月)	0.10月
○給料月額及び議員報酬月額0.3%増 ○期末手当0.1月増（12月 1 日から適用）																

年度	特別区人事委員会給与勧告の推移				特別職報酬等審議会の答申の推移		審議会答申を踏まえて区が改定した内容の推移									
	月例給			特別給	答申年月日	答申概要	改定後の月例給の額等（単位：万円）（ ）内は前回からの増減額								特別職・議員の期末手当	
	率	改定額	取り扱い				区長	副区長	教育長 ※ 1	代表監査 ※ 1	監査委員	議長	副議長	議員	支給月数の推移	
															期末手当	前年度との差
平成26年度	0.20%	809円	給料表を0.2% 引上げ	年間の支給月 数0.25月 引上げ	H26.11.4	○特別区人事委員会勧告における月例給与のプラス改定と景気の動向等を考慮し、区長等の給料月額及び議員の報酬月額を0.2%、期末手当を0.25月の増とすることが妥当である。	111.31 (0.22)	89.19 (0.18)							3.68月 (議員3.43月)	0.25月 (議員0)
							○区長・副区長給料月額0.2%増及び期末手当0.25月増 ○答申によらず議員報酬・期末手当は変更なし。									
平成25年度	△ 0.14%	△588円	給料表を0.15% 引下げ	据え置き	H25.11.5	○特別区人事委員会勧告において、月例給与のマイナス改定が出されたこと、昨今の日本及び世界を取り巻く経済状況が依然厳しいことなどを勘案し、区長等及び議員について、給料月額・報酬月額を0.15%減額することが妥当である。また、期末手当は、民間の特別給の支給割合とおおむね均衡しているため、据え置く。	111.09 (△0.17)	89.01 (△0.13)				85.6 (△0.13)	77.47 (△0.12)	59.57 (△0.09)	3.43月	増減なし
							○給料月額・報酬月額は、0.15%減 ○期末手当については変更なし。									
平成24年度	△ 0.19%	△783円	給料表を0.2% 引下げ	据え置き	H24.11.1	○特別区人事委員会勧告において、月例給与のマイナス改定が出されたこと、昨今の日本及び世界を取り巻く経済状況が依然厳しいことなどを勘案し、区長等及び議員について、給料月額・報酬月額を0.2%減額することが妥当である。また、議員の期末手当は、議会自らが附則により減額している状況から、議会の良識ある判断により本則で3.43月と規定することが望ましい。	111.26 (△0.22)	89.14 (△0.18)				85.73 (△0.17)	77.59 (△0.15)	59.66 (△0.12)	3.43月	増減なし
							○給与月額・報酬月額は、0.2%減 ○議員の期末手当は、本則で3.43月に改定									
平成23年度	△ 0.20%	△ 842円		据え置き	H23.11.11	○特別区人事委員会勧告において、月例給与のマイナス改定が出されたこと、3月に起きた東日本大震災の影響や急速な円高など、経済状況が依然厳しいことなどを総合的に勘案し、月額給与を0.2%減額し、期末手当を据え置くことが妥当である。ただし、議員の期末手当は前年度附則での改定であったため、改定されることが望ましい。	111.48 (△0.22)	89.32 (△0.18)				85.9 (△5.0)	77.74 (△0.16)	59.78 (△0.12)	3.43月	増減なし
							○議長の月例給与は、議員提案により、答申によらず単独で減額 ○期末手当については変更なし。 ※議員の期末手当のみ附則による改定									

年度	特別区人事委員会給与勧告の推移				特別職報酬等審議会の答申の推移		審議会答申を踏まえて区が改定した内容の推移										
	月例給			特別給	答申年月日	答申概要	改定後の月例給の額等（単位：万円）（ ）内は前回からの増減額								特別職・議員の期末手当		
	率	改定額	取り扱い				区長	副区長	教育長 ※ 1	代表監査 ※ 1	監査委員	議長	副議長	議員	支給月数の推移		
																期末手当	前年度との差
平成22年度	△ 0.30%	△1,259円		年間の支給月数0.2月 引下げ	H22.11.5	○特別区人事委員会勧告において月例給与及び期末勤勉ともマイナス改定が出され、日本及び世界を取り巻く経済状況が依然厳しいことなどを勘案し、期末手当0.19月減額し、給料月額については据え置くことが妥当である。	(月例給の変更なし)								3.43月	△0.19月	
							○期末手当について0.19月減 ※議員のみ附則による改定。										
平成21年度	△ 0.38%	△1,605円		年間の支給月数0.35月 引下げ	H21.10.27	○特別区人事委員会勧告においてマイナス改定が出されたことや、昨今の日本及び世界を取り巻く経済状況が依然厳しいことなどを総合的に勘案する。給料月額については据え置く。	(月例給の変更なし)								3.62月	△0.33月	
							○期末手当について0.33月減（夏季凍結分含む） ※議員のみ附則による改定。										
						H21.5.26	○世界的な景気悪化により、民間企業の夏季賞与が大幅に減額される見込みを受け、特別区人事委員会が臨時勧告を行う。	(月例給の変更なし)									
							○夏季支給分を0.2月凍結										
平成20年度	0.02%	75円	据え置き	据え置き		諮問・答申行わなかった									3.95月	増減なし	
平成19年度	0.01%	38円	据え置き	年間の支給月数0.05月 引上げ	H19.11.5	○区長、副区長の地域手当を13%から14.5%に上げることに伴い、給与月額を1.5%程度減額する。 (地域手当は14.5%で固定)	111.7	89.5							3.95月	0.35月	
							(△1.70)	(△1.40)	○議長、副議長、議員は変更なし								

23区別 特別職報酬等の状況
(各区条例で定める給料等月額)

審議資料6－2
(令和7年6月1日現在)

※月額順

(単位:万円)

区長			副区長			教育長			常勤の監査委員						議長			副議長			議員		
									代表			その他（代表除く）											
区名	給料 月額	順位	区名	給料 月額	順位	区名	給料 月額	順位	区名	給料 月額	順位	区名	給料 月額	順位	区名	報酬 月額	順位	区名	報酬 月額	順位	区名	報酬 月額	順位
千代田	130.50	1	千代田	104.20	1	港	95.12	1	新 宿	74.20	1	中 野	80.85	1	新 宿	97.50	1	新 宿	83.20	1	新 宿	63.70	1
港	127.31	2	文 京	102.80	2	文 京	93.94	2	杉 並	69.37	2	港	76.10	2	足 立	95.10	2	千代田	82.00	2	墨 田	63.10	2
文 京	127.02	3	港	102.37	3	千代田	92.20	3	江戸川	68.00	3	新 宿	72.10	3	墨 田	94.90	3	墨 田	81.50	3	千代田	62.70	3
中 野	126.46	4	中 野	101.52	4	中 野	88.99	4	板 橋	67.50	4	品 川	68.40	4	中 央	94.00	4	足 立	81.40	4	葛 飾	62.60	4
新 宿	120.60	5	新 宿	96.70	5	新 宿	88.70	5	葛 飾	66.90	5	杉 並	67.47	5	大 田	93.98	5	北	80.30	5	北	62.30	5
墨 田	117.50	6	墨 田	94.90	6	墨 田	87.60	6	世田谷	66.73	6	葛 飾	66.90	6	千代田	93.90	6	文 京	80.00	6	練 馬	62.23	6
大 田	116.86	7	大 田	93.78	7	練 馬	86.42	7	目 黒	63.50	7	江戸川	66.00	7	世田谷	93.70	7	荒 川	79.90	7	港	62.23	6
中 央	116.40	8	中 央	93.30	8	北	85.23	8	北	63.49	8	板 橋	65.50	8	北	93.55	8	中 央	79.80	8	世田谷	62.14	8
北	116.20	9	北	93.07	9	板 橋	84.80	9	大 田	63.26	9	墨 田	65.20	9	荒 川	93.40	9	目 黒	79.80	8	足 立	62.00	9
江戸川	115.87	10	品 川	92.60	10	大 田	83.90	10	千代田	-	10	世田谷	64.73	10	文 京	93.34	10	台 東	79.80	8	大 田	61.96	10
江 東	115.70	11	葛 飾	92.60	10	中 央	83.30	11	中 央	-	10	北	64.32	11	渋谷	93.05	11	江 東	79.60	11	中 央	61.80	11
板 橋	115.30	12	台 東	92.50	12	荒 川	83.20	12	港	-	10	江 東	63.70	12	台 東	93.00	12	港	79.49	12	渋谷	61.78	12
練 馬	115.16	13	江 東	92.40	13	渋谷	82.42	13	文 京	-	10	練 馬	63.54	13	葛 飾	92.90	13	練 馬	79.43	13	荒 川	61.30	13
台 東	115.10	14	板 橋	92.40	13	葛 飾	81.60	14	台 東	-	10	大 田	63.26	14	品 川	92.80	14	板 橋	79.40	14	台 東	61.10	14
荒 川	114.60	15	練 馬	92.09	15	江 東	80.90	15	墨 田	-	10	豊 島	62.34	15	江 東	92.40	15	世田谷	79.33	15	江 東	61.00	15
葛 飾	113.50	16	荒 川	92.00	16	品 川	80.50	16	江 東	-	10	足 立	61.79	16	板 橋	92.40	15	大 田	79.28	16	江戸川	60.97	16
渋谷	112.33	17	渋谷	91.81	17	台 東	79.30	17	品 川	-	10	目 黒	61.50	17	練 馬	92.09	17	品 川	79.20	17	品 川	60.90	17
杉 並	112.30	18	江戸川	90.55	18	江戸川	78.35	18	渋谷	-	10	千代田	-	18	港	91.96	18	江戸川	78.85	18	板 橋	60.90	17
足 立	107.88	19	杉 並	89.99	19	世田谷	77.16	19	中 野	-	10	中 央	-	18	江戸川	91.87	19	豊 島	78.67	19	豊 島	60.87	19
目 黒	106.80	20	足 立	86.49	20	杉 並	77.13	20	豊 島	-	10	文 京	-	18	目 黒	91.30	20	杉 並	78.16	20	文 京	60.66	20
世田谷	106.16	21	目 黒	85.40	21	目 黒	74.70	21	荒 川	-	10	台 東	-	18	中 野	90.92	21	葛 飾	78.00	21	目 黒	60.30	21
豊 島	104.83	22	豊 島	84.06	22	足 立	74.58	22	練 馬	-	10	渋谷	-	18	豊 島	90.11	22	渋谷	77.63	22	杉 並	60.11	22
品 川	92.16 ※特例措置	23	世田谷	81.71	23	豊 島	73.53	23	足 立	-	10	荒 川	-	18	杉 並	86.37	23	中 野	77.04	23	中 野	60.02	23
杉並 前年度	111.30	18	杉並 前年度	89.19	18	杉並 前年度	76.44	19	杉並 前年度	68.75	2	杉並 前年度	66.87	5	杉並 前年度	85.60	23	杉並 前年度	77.46	20	杉並 前年度	59.57	21
平 均	115.07		平 均	93.01		平 均	83.20		平 均	66.99		平 均	67.01		平 均	92.81		平 均	79.64		平 均	61.59	

※品川区長は、令和5年2月1日施行の「品川区長の給与の特例に関する条例」により現区長の給料月額からその100分の20に相当する額を減額することとしている。

23区別 特別職報酬等の状況
（期末手当の「支給月数と年額」）

（令和7年6月1日現在）
（単位：支給月数は「月」、年額は「万円」）

区長				副区長				教育長				常勤の監査委員								議長				副議長				議員			
												代表				その他（代表のぞく）															
区名	支給 月数	年額	順位	区名	支給 月数	年額	順位	区名	支給 月数	年額	順位	区名	支給 月数	年額	順位	区名	支給 月数	年額	順位	区名	支給 月数	年額	順位	区名	支給 月数	年額	順位	区名	支給 月数	年額	順位
千代田	4.20	795	1	千代田	4.20	635	1	港	4.20	579	1	杉 並	4.23	477	1	杉 並	4.23	463	1	渋谷	4.30	580	1	千代田	4.20	499	1	渋谷	4.30	385	1
港	4.20	775	2	港	4.20	623	2	千代田	4.20	561	2	世田谷	4.10	462	2	港	4.20	463	2	荒川	4.28	580	2	荒川	4.28	496	2	千代田	4.20	382	2
杉 並	4.23	771	3	杉 並	4.23	618	3	荒川	4.10	544	3	葛 飾	3.92	418	3	世田谷	4.10	449	3	大田	4.22	575	3	大田	4.22	485	3	荒川	4.28	380	3
台東	4.10	752	4	台東	4.10	605	4	墨 田	3.88	542	4	板 橋	3.85	414	4	豊 島	4.10	432	4	千代田	4.20	572	4	港	4.20	484	4	大田	4.22	379	4
荒川	4.10	749	5	荒川	4.10	601	5	渋谷	4.10	539	5	目 黒	3.80	408	5	葛 飾	3.92	418	5	港	4.20	560	5	渋谷	4.30	484	5	港	4.20	379	5
豊 島	4.20	744	6	渋谷	4.10	600	6	北	3.95	537	6	大田	3.99	402	6	中野	3.47	407	6	世田谷	4.10	557	6	台東	4.10	474	6	世田谷	4.10	369	6
大田	3.99	743	7	大田	3.99	596	7	世田谷	4.10	535	7	新宿	3.30	393	7	品川	3.73	407	7	中野	4.22	556	7	足立	4.00	472	7	中野	4.22	367	7
世田谷	4.10	736	8	墨 田	3.88	587	8	大田	3.99	534	8	北	3.65	369	8	北	3.95	405	8	台東	4.10	553	8	世田谷	4.10	472	8	台東	4.10	363	8
渋谷	4.10	734	9	世田谷	4.10	586	9	杉 並	4.23	530	9	江戸川	3.26	356	9	墨 田	3.88	403	9	足立	4.00	552	9	中野	4.22	471	9	足立	4.00	360	9
北	3.95	732	10	北	3.95	586	10	板 橋	3.85	520	10	千代田		－	10	大田	3.99	402	10	北	3.95	536	10	豊 島	4.05	462	10	豊 島	4.05	357	10
墨 田	3.88	727	11	豊 島	4.10	582	11	台東	4.10	518	11	中央		－	10	板 橋	3.85	402	11	墨 田	3.88	534	11	北	3.95	460	11	北	3.95	357	11
中野	3.94	722	12	中野	3.94	580	12	葛 飾	3.92	510	12	港		－	10	目 黒	3.80	395	12	豊 島	4.05	529	12	墨 田	3.88	459	12	葛 飾	3.92	356	12
葛 飾	3.92	709	13	葛 飾	3.92	579	13	豊 島	4.10	509	13	文京		－	10	新宿	3.30	382	13	葛 飾	3.92	528	13	杉 並	3.98	451	13	墨 田	3.88	355	13
板 橋	3.85	708	14	板 橋	3.85	567	14	中野	3.94	508	14	台東		－	10	江 東	3.66	372	14	板 橋	3.85	516	14	葛 飾	3.92	443	14	杉 並	3.98	347	14
中央	3.75	696	15	中央	3.75	558	15	中央	3.75	498	15	墨 田		－	10	練馬	3.55	360	15	中央	3.75	511	15	板 橋	3.85	443	15	板 橋	3.85	340	15
目 黒	3.80	686	16	品川	3.73	551	16	文京	3.60	490	16	江 東		－	10	江戸川	3.26	346	16	品川	3.73	502	16	中央	3.75	434	16	中央	3.75	336	16
江 東	3.66	675	17	目 黒	3.80	548	17	練馬	3.55	489	17	品川		－	10	足立	2.99	312	17	江戸川	3.75	500	17	目 黒	3.75	434	16	練馬	3.70	334	17
文京	3.60	663	18	江 東	3.66	539	18	目 黒	3.80	480	18	渋谷		－	10	千代田		－	18	杉 並	3.98	498	18	江戸川	3.75	429	18	江戸川	3.75	332	18
練馬	3.55	652	19	文京	3.60	537	19	品川	3.73	479	19	中野		－	10	中央		－	18	目 黒	3.75	496	19	品川	3.73	428	19	品川	3.73	329	19
新宿	3.30	639	20	練馬	3.55	521	20	江 東	3.66	472	20	豊 島		－	10	文京		－	18	練馬	3.70	494	20	練馬	3.70	426	20	目 黒	3.75	328	20
江戸川	3.88	616	21	江戸川	3.57	519	21	新宿	3.30	470	21	荒川		－	10	台東		－	18	江 東	3.66	490	21	江 東	3.66	422	21	江 東	3.66	324	21
品川	3.73	548	22	新宿	3.30	512	22	江戸川	3.57	449	22	練馬		－	10	渋谷		－	18	文京	3.50	474	22	文京	3.50	406	22	文京	3.50	308	22
足立	2.99	545	23	足立	2.99	437	23	足立	2.99	377	23	足立		－	10	荒川		－	18	新宿	3.30	467	23	新宿	3.30	398	23	新宿	3.30	305	23
杉並 前年度	4.03	728	3	杉並 前年度	4.03	584	3	杉並 前年度	4.03	500	9	杉並 前年度	4.03	450	1	杉並 前年度	4.03	438	1	杉並 前年度	3.78	469	18	杉並 前年度	3.78	425	13	杉並 前年度	3.78	327	13
平均	3.87	701		平均	3.85	568		平均	3.85	507		平均	3.79	411		平均	3.76	401		平均	3.93	529		平均	3.93	453.64		平均	3.93	351	

※期末手当計算方法

区長・副区長・教育長・常勤の監査委員：〔（給料月額+地域手当）×120/100+給料月額×25/100〕×支給月数

議長・副議長・議員：（報酬月額×145/100）×支給月数。

※期末手当の年額は、1万円未満四捨五入

※常勤の監査委員は、条例等で設置している区のみ表記している。

※品川区長は、令和5年2月1日施行の「品川区長の給与の特例に関する条例」により現区長の給料月額からその100分の20に相当する額を減額することとしている。

23区別 特別職報酬等の状況

審議資料6－4

（給料等に関する条例月額に基づく報酬等の年間合計額）

（令和7年6月1日現在）
（単位:万円）

※年額順

区長			副区長			教育長			常勤の監査委員						議長			副議長			議員		
									代表			その他（代表除く）											
区名	年間 収入額	順位	区名	年間 収入額	順位	区名	年間 収入額	順位	区名	年間 収入額	順位	区名	年間 収入額	順位	区名	年間 収入額	順位	区名	年間 収入額	順位	区名	年間 収入額	順位
千代田	2,361	1	千代田	1,885	1	港	1,721	1	杉 並	1,430	1	杉 並	1,391	1	大 田	1,703	1	千代田	1,483	1	千代田	1,134	1
杉 並	2,314	2	墨 田	1,862	2	墨 田	1,719	2	世田谷	1,423	2	世田谷	1,381	2	荒 川	1,700	2	荒 川	1,455	2	渋谷	1,127	2
大 田	2,314	3	大 田	1,857	3	北	1,682	3	新 宿	1,399	3	中 野	1,377	3	千代田	1,699	3	足 立	1,449	3	港	1,126	3
墨 田	2,306	4	杉 並	1,855	4	新 宿	1,673	4	目 黒	1,322	4	港	1,377	4	渋谷	1,697	4	港	1,438	4	大 田	1,123	4
港	2,303	5	港	1,852	5	千代田	1,668	5	板 橋	1,321	5	新 宿	1,360	5	足 立	1,693	5	墨 田	1,437	5	荒 川	1,116	5
台 東	2,299	6	台 東	1,848	6	荒 川	1,662	6	葛 飾	1,317	6	豊 島	1,330	6	世田谷	1,681	6	大 田	1,436	6	世田谷	1,115	6
北	2,293	7	荒 川	1,838	7	大 田	1,661	7	江戸川	1,278	7	品 川	1,326	7	墨 田	1,673	7	台 東	1,432	7	墨 田	1,112	7
荒 川	2,289	8	北	1,837	8	板 橋	1,660	8	大 田	1,253	8	葛 飾	1,317	8	台 東	1,669	8	世田谷	1,424	8	葛 飾	1,107	8
新 宿	2,274	9	渋谷	1,834	9	練 馬	1,651	9	北	1,223	9	板 橋	1,282	9	港	1,664	9	北	1,424	9	北	1,104	9
世田谷	2,264	10	新 宿	1,824	10	渋谷	1,646	10	千代田	-	10	目 黒	1,281	10	北	1,658	10	渋谷	1,416	10	足 立	1,104	10
中 央	2,260	11	葛 飾	1,823	11	世田谷	1,646	11	中 央	-	10	墨 田	1,280	11	中 野	1,647	11	豊 島	1,406	11	台 東	1,096	11
板 橋	2,257	12	中 央	1,812	12	文 京	1,618	12	港	-	10	北	1,269	12	葛 飾	1,643	12	新 宿	1,397	12	豊 島	1,088	12
豊 島	2,254	13	板 橋	1,809	13	中 央	1,617	13	文 京	-	10	大 田	1,253	13	中 央	1,639	13	板 橋	1,396	13	中 野	1,088	13
渋谷	2,244	14	中 野	1,798	14	葛 飾	1,607	14	台 東	-	10	江戸川	1,241	14	新 宿	1,637	14	中 野	1,396	14	練 馬	1,081	14
中 野	2,240	15	品 川	1,795	15	杉 並	1,590	15	墨 田	-	10	江 東	1,228	15	板 橋	1,625	15	中 央	1,392	15	中 央	1,078	15
葛 飾	2,235	16	豊 島	1,793	16	台 東	1,584	16	江 東	-	10	練 馬	1,214	16	品 川	1,616	16	目 黒	1,392	15	板 橋	1,071	16
江 東	2,230	17	江 東	1,781	17	中 野	1,576	17	品 川	-	10	足 立	1,202	17	豊 島	1,610	17	杉 並	1,389	17	新 宿	1,069	17
目 黒	2,224	18	目 黒	1,778	18	豊 島	1,568	18	渋谷	-	10	千代田	-	18	江戸川	1,602	18	葛 飾	1,379	18	杉 並	1,068	18
練 馬	2,199	19	文 京	1,770	19	品 川	1,561	19	中 野	-	10	中 央	-	18	江 東	1,599	19	練 馬	1,379	19	江戸川	1,063	19
江戸川	2,187	20	世田谷	1,763	20	江 東	1,559	20	豊 島	-	10	文 京	-	18	練 馬	1,599	20	品 川	1,379	20	品 川	1,060	20
文 京	2,187	21	練 馬	1,759	21	目 黒	1,555	21	荒 川	-	10	台 東	-	18	文 京	1,594	21	江 東	1,378	21	江 東	1,056	21
足 立	2,099	22	江戸川	1,743	22	江戸川	1,512	22	練 馬	-	10	渋谷	-	18	目 黒	1,592	22	江戸川	1,375	22	目 黒	1,051	22
品 川	1,787 ※特例措置	23	足 立	1,682	23	足 立	1,451	23	足 立	-	10	荒 川	-	18	杉 並	1,535	23	文 京	1,366	23	文 京	1,036	23
杉並 前年度	2,258	2	杉並 前年度	1,809	3	杉並 前年度	1,551	15	杉並 前年度	1,395	1	杉並 前年度	1,356	1	杉並 前年度	1,496	23	杉並 前年度	1,354	18	杉並 前年度	1,041	19
平 均	2,236		平 均	1,809		平 均	1,617		平 均	1,330		平 均	1,300		平 均	1,642		平 均	1,409		平 均	1,090	

※ 金額は、1万円未満四捨五入

※ 常勤の監査委員は、条例等で設置している区のみ表記している。

※ 品川区長は、令和5年2月1日施行の「品川区長の給与の特例に関する条例」により現区長の給料月額からその100分の20に相当する額を減額することとしている。

23区別 特別職報酬等の状況
(退職手当額)

参 考 資 料
令和7年6月1日現在

区長				副区長				教育長				常勤の監査委員							
区名	支給率	支給額	順位	区名	支給率	支給額	順位	区名	支給率	支給額	順位	代表				その他（代表のぞく）			
												区名	支給率	支給額	順位	区名	支給率	支給額	順位
台 東	6.00	2,762	1	北	4.00	1,489	1	港	2.69	768	1	世田谷	2.38	635	1	港	2.15	654	1
千代田	4.70	2,453	2	台 東	4.00	1,480	2	北	3.00	767	2	新 宿	2.14	635	2	品 川	2.30	629	2
北	5.00	2,324	3	荒 川	4.00	1,472	3	荒 川	3.00	749	3	江戸川	2.21	601	3	北	2.40	617	3
江戸川	5.00	2,317	4	港	3.59	1,470	4	渋谷	2.90	717	4	杉 並	2.16	599	4	新 宿	2.14	617	4
江 東	5.00	2,314	5	大 田	3.45	1,294	5	台 東	3.00	714	5	葛 飾	2.10	562	5	世田谷	2.38	616	5
荒 川	5.00	2,292	6	練 馬	3.49	1,286	6	大 田	2.70	680	6	大 田	2.20	557	6	江戸川	2.21	583	6
港	4.49	2,286	7	品 川	3.40	1,259	7	練 馬	2.62	679	7	板 橋	2.00	540	7	杉 並	2.16	583	7
大 田	4.75	2,220	8	江 東	3.40	1,257	8	品 川	2.70	652	8	目 黒	1.95	495	8	中 野	1.77	572	8
新 宿	4.37	2,108	9	江戸川	3.40	1,231	9	新 宿	2.33	620	9	千代田	—	—	—	葛 飾	2.10	562	9
板 橋	4.50	2,075	10	渋谷	3.30	1,212	10	江戸川	2.60	611	10	中 央	—	—	—	大 田	2.20	557	10
中 央	4.40	2,049	11	千代田	2.90	1,209	11	板 橋	2.40	611	11	港	—	—	—	練 馬	2.09	531	11
葛 飾	4.50	2,043	12	葛 飾	3.20	1,185	12	千代田	2.20	609	12	文 京	—	—	—	板 橋	2.00	524	12
世田谷	4.76	2,021	13	新 宿	3.01	1,164	13	江 東	2.50	607	13	台 東	—	—	—	江 東	2.00	510	13
練 馬	4.36	2,008	14	中 央	3.10	1,157	14	足 立	2.70	604	14	墨 田	—	—	—	豊 島	2.00	499	14
足 立	4.50	1,942	15	板 橋	3.10	1,146	15	葛 飾	2.40	588	15	江 東	—	—	—	目 黒	1.95	480	15
文 京	3.80	1,931	16	杉 並	3.06	1,101	16	中 央	2.30	575	16	品 川	—	—	—	墨 田	1.80	469	16
目 黒	4.50	1,922	17	足 立	3.15	1,090	17	文 京	2.00	564	17	渋谷	—	—	—	足 立	1.80	445	17
豊 島	4.50	1,887	18	中 野	2.65	1,076	18	墨 田	2.10	552	18	中 野	—	—	—	千代田	—	—	—
品 川	4.80	1,769 ※特例措置	19	文 京	2.60	1,069	19	世田谷	2.38	551	19	豊 島	—	—	—	中 央	—	—	—
渋谷	3.70	1,662	20	目 黒	3.06	1,045	20	杉 並	2.34	541	20	北	—	—	—	文 京	—	—	—
墨 田	3.40	1,598	21	豊 島	3.10	1,042	21	豊 島	2.40	529	21	荒 川	—	—	—	台 東	—	—	—
中 野	3.09	1,563	22	世田谷	3.15	1,030	22	目 黒	2.30	515	22	練 馬	—	—	—	渋谷	—	—	—
杉 並	4.50	1,516 ※特例措	23	墨 田	2.70	1,025	23	中 野	1.77	473	23	足 立	—	—	—	荒 川	—	—	—
平均	4.51	2,046		平均	3.25	1,208		平均	2.49	621		平均	2.14	578		平均	2.09	556	

※4年間勤続した場合（教育長のみ3年間）の退職手当である。退職手当額＝退職時の給料月額×支給率×勤続期間
※金額は、1万円未満四捨五入
※品川区長は、令和5年2月1日施行の「品川区長の給与の特例に関する条例」により現区長の給料月額からその100分の20に相当する額を減額することとしている。
※杉並区長は、令和4年10月19日施行の「杉並区長の退職手当の特例に関する条例」により現区長の退職手当からその100分の25に相当する額を減額することとしている。

特別区（23区）別
特別職の在任期間中の報酬総額一覧

参考資料

令和7年6月1日現在

(単位：万円)

区名	区長		副区長		教育長		常勤代表監査		常勤監査	
	総支給額	順位	総支給額	順位	総支給額	順位	総支給額	順位	総支給額	順位
千代田	11,896	2	8,748.6	5	5,612.2	9	-	—	-	—
中 央	11,089	10	8,403.5	13	5,427.2	13	-	—	-	—
港	11,499	3	8,877.5	1	5,929.8	1	-	—	6,161.1	1
新 宿	11,206	8	8,459.2	11	5,638.6	7	6,232.7	3	6,056.3	5
文 京	10,680	19	8,150.0	21	5,416.6	14	-	—	-	—
台 東	11,959	1	8,870.9	2	5,465.8	12	-	—	-	—
墨 田	10,822	15	8,474.5	10	5,709.3	4	-	—	5,587.6	12
江 東	11,234	7	8,380.3	15	5,284.6	18	-	—	5,420.6	15
品 川	8,916	23	8,439.8	12	5,333.7	16	-	—	5,933.2	6
目 黒	10,818	16	8,158.1	20	5,181.6	21	5,784.1	6	5,601.9	11
大 田	11,476	5	8,721.6	6	5,663.3	5	5,566.9	8	5,566.9	13
世田谷	11,078	11	8,081.1	22	5,488.2	11	6,328.4	1	6,138.6	3
渋谷	10,638	20	8,547.7	7	5,656.2	6	-	—	-	—
中 野	10,523	21	8,269.0	17	5,201.4	20	-	—	6,080.4	4
杉 並	10,774	18	8,520.1	8	5,310.3	17	6,318.1	2	6,145.0	2
豊 島	10,901	14	8,214.0	18	5,234.4	19	-	—	5,817.3	8
北	11,497	4	8,836.5	3	5,813.4	2	4,890.8	9	5,695.2	9
荒 川	11,449	6	8,822.9	4	5,734.7	3	-	—	-	—
板 橋	11,104	9	8,381.4	14	5,590.9	10	5,825.8	5	5,653.1	10
練 馬	10,806	17	8,320.8	16	5,630.8	8	-	—	5,385.3	16
足 立	10,336	22	7,819.8	23	4,956.5	23	-	—	5,252.9	17
葛 飾	10,982	13	8,477.9	9	5,407.3	15	5,830.6	4	5,830.6	7
江戸川	11,067	12	8,203.0	19	5,146.0	22	5,713.5	7	5,545.5	14
平 均	10,989.1		8,442.5		5,471.0		5,832.3		5,757.2	

※4年間勤続した場合（教育長のみ3年間）の総支給額

※総支給額は、1万円未満四捨五入

※品川区長は、令和5年2月1日施行の「品川区長の給与の特例に関する条例」により現区長の給料月額からその100分の20に相当する額を減額することとしている。

※杉並区長は、令和4年10月19日施行の「杉並区長の退職手当の特例に関する条例」により現区長の退職手当からその100分の25に相当する額を減額することとしている。